

## 平成25年第4回横手市議会9月定例会会議録

---

### 議事日程（第7号）

平成25年9月20日（金曜日）午前10時40分開議

- 第 1 報告第 41号 平成24年度横手市財政健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 42号 平成24年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第 3 請願25第3号 「静町上小屋幹線」道路拡幅について（取り下げ）
- 第 4 陳情25第4号 隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害について
- 第 5 認定第 1号 平成24年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 2号 平成24年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 3号 平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 4号 平成24年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 5号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 6号 平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 7号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 8号 平成24年度横手市指定通所介護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 9号 平成24年度横手市障害者支援施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 10号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 11号 平成24年度横手市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 12号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 13号 平成24年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 14号 平成24年度横手市横手町四町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 15号 平成24年度横手市横手地域財産管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 16号 平成24年度横手市前郷地区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第 17号 平成24年度横手市金沢中野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第 18号 平成24年度横手市西成瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第 19号 平成24年度横手市醍醐財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 20号 平成24年度横手市里見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 21号 平成24年度横手市福地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第 22号 平成24年度横手市館合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第 23号 平成24年度横手市病院事業会計決算の認定について

- 第28 認定第 24号 平成24年度横手市水道事業会計決算の認定について
- 第29 認定第 25号 平成24年度横手市下水道事業会計決算の認定について
- 第30 議案第100号 横手市子ども・子育て会議設置条例
- 第31 議案第103号 横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例
- 第32 議案第115号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム憩寿園）
- 第33 議案第116号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム雄水苑）
- 第34 議案第117号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム鶴寿苑）
- 第35 議案第118号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷）
- 第36 議案第119号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホームすこやか大雄）
- 第37 議案第120号 財産の無償譲渡について（特別養護老人ホーム平寿苑）
- 第38 議案第121号 財産の無償譲渡について（デイサービスセンター康寿館）
- 第39 議案第122号 財産の無償譲渡について（デイサービスセンターふるさと館）
- 第40 議案第123号 財産の無償譲渡について（デイサービスセンター雄風荘）
- 第41 議案第125号 平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第42 議案第129号 平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第104号 横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例
- 第44 議案第126号 平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 第45 議案第112号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 第46 議案第127号 平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第47 議案第130号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて
- 第48 請願25第5号 「静町上小屋幹線」道路拡幅について
- 第49 議案第 99号 横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例
- 第50 議案第101号 横手市増田町地域センター設置条例の一部を改正する条例
- 第51 議案第102号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第52 議案第105号 横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例の一部を改正する条例
- 第53 議案第106号 横手市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第54 議案第107号 横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 第55 議案第108号 横手市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第56 議案第113号 財産の取得について（天下森スキー場圧雪車）
- 第57 議案第114号 財産の取得について（平鹿中学校及び雄物川北小学校スクールバス）

- 第58 議案第128号 平成25年度横手市総合財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第59 請願25第4号 「稲作記念館」を開設する事について
- 第60 陳情25第9号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実・強化を求めることについて
- 第61 議案第124号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第4号）
- 第62 議案第131号 平成25年度横手市一般会計補正予算（第5号）
- 第63 横手市議会倫理条例の策定に関する事について
- 第64 議会案第9号 横手市議会議員政治倫理条例
- 第65 議会案第10号 横手市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第66 議会案第11号 横手市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第67 議会案第12号 横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第68 議会案第13号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 第69 議会案第14号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書
- 

#### 本日の会議に付した案件

議事日程第7号に同じ

---

#### 出席議員（28名）

1 番	木村清貴	2 番	佐藤誠洋
3 番	高橋聖悟	4 番	土田百合子
5 番	青山豊	6 番	齊藤勇
7 番	立身万千子	8 番	鈴木勝雄
9 番	小野正伸	10番	遠藤忠裕
11番	土田祐輝	13番	小沢秀宏
14番	堀田賢逸	15番	佐藤徳雄
16番	佐々木誠	17番	菅原恵悦
18番	齋藤光司	20番	佐藤清春
21番	佐藤忠久	22番	寿松木孝
23番	播磨博一	24番	佐々木喜一
25番	佐藤功	26番	塩田勉
27番	奥山豊	28番	阿部正夫
29番	高橋勝義	30番	田中敏雄

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐 忠 悦	副市長	鈴木 信 好
副市長	佐藤 良 吉	教 育 長	高橋 準 一
総務企画部長	浮 嶋 伸	財 務 部 長	石 山 清 和
市民生活部長	小 丹 茂 樹	健康福祉部長	柴 田 恒 宏
産業経済部長	遠 藤 久 志	建 設 部 長	照 井 康 晴
上下水道部長	鈴 木 弘 志	教育総務部長	小 川 良 平
教育指導部長	佐 藤 稔	消 防 長	伊 藤 弘 明
市立横手病院 事務局長	佐 藤 正 弘	市立大森病院 事務局長	金 澤 和 彦
総務企画部次長 兼 人事課長	皆 川 規 和	総務企画部次長 兼 市長公室長	小田嶋 利 宏
総務企画部 総務課長	佐 藤 亮	総務企画部 経営企画課長	渡 部 幸 伸
財務部財政課長	三 浦 淳	横手地域局長	武 田 浩 一
増田地域局長	遠 藤 晴 美	平鹿地域局長	高 橋 嘉
雄物川地域局長	杉 山 哲	大森地域局長	高 山 勇 光
十文字地域局長	鈴 木 淳 悦	山内地域局長	照 井 礼 司
大雄地域局長	小松田 文 夫		

---

事務局職員出席者

事務局 長	高 橋 実	主 幹	村 上 伸 夫
総務担当主査	小田嶋 あけみ	議事調査担当主査	長 瀬 肇
議事調査担当主査	松 井 尊 臣		

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員、21番佐藤忠久議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎報告第41号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第1、報告第41号平成24年度横手市財政健全化判断比率の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 報告第41号平成24年度横手市財政健全化判断比率の報告についてをご説明申し上げます。

それでは、追加議案書のその2、1ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成24年度決算、これにも基づきまして、財政健全化判断比率を、監査委員の意見を付して議会へ報告するものでございます。

内容でございますが、普通会計ベースの実質赤字比率、普通会計におきます公営事業会計に加えた連結実質赤字比率とも、いずれも黒字でございますので、該当はありませんでした。

続いて、実質公債比率は12.8%でございまして、平成23年度14.5%からいたしますと1.7ポイントの改善となっております。実質公債比率が改善しましたのは、元利償還金が減少したことによるものでございます。

次に、将来負担比率は70.2%で、平成23年度が73.4%でございましたので、こちらも3.2ポイント改善してございます。将来負担比率が改善いたしましたのは、充当可能基金の増並びに普通交付税の基準財政需要額算入見込み額の増によるものでございます。

本報告の内容の詳細につきましては、添付の追加議案その2参考資料の財政健全化判断比率について記載してございます。

また、監査委員による審査意見書についても参考資料とともに添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第41号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第42号の上程、説明、質疑

○佐藤清春 議長 日程第2、報告第42号平成24年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告について報告を求めます。財務部長。

○石山清和 財務部長 報告第42号平成24年度横手市公営企業に係る資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

追加議案書その2の2ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算に基づく公営企業に係る資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会への報告をするものでございます。

公営企業の資金不足比率でございますが、実質収支並びに企業会計における流動資産、流動負債の差し引き余剰額がいずれも黒字でございますので、資金不足比率は該当いたしませんでした。

本報告の内容の詳細につきましては、添付の追加議案その2参考資料の財政健全化判断比率等について記載してございます。

また、監査委員による審査意見書につきましても、参考資料とともに添付させていただいております。以上で報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○佐藤清春 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第42号の報告を終わります。

---

#### ◎請願の取り下げ

○佐藤清春 議長 日程第3、請願25第3号「静町上小屋幹線」道路拡幅についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願25第3号は、請願者より取り下げ願いの申し出があり、建設常任委員会では取り下げ願いを承認した旨の報告があります。

委員長から報告のとおり、請願の取り下げを承認することにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長から報告のとおり、請願25第3号については取り下げを承認することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情25第4号の上程

○佐藤清春 議長 日程第4、陳情25第4号隣接する道路を通る車の振動によって被る自宅の被害については、建設常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号～認定第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第5、認定第1号平成24年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第29、認定第25号平成24年度横手市下水道事業会計決算の認定についてまでの25件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 決算特別委員長 決算特別委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして、決算特別委員会に付託になりました認定25件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

認定25件の審査については、8月27日に決算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する、総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は、9月9日と9月10日に行われました。

9月18日に開催した決算特別委員会では、各分科会長報告を受け、それを踏まえて市長に対し、2名が総括質疑を行ったところであります。

認定25件について討論はなく、採決の結果、全て認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第23号、第24号、第25号の7件については、起立採決を行い、第1号は起立多数、他の6件は起立全員でありました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

8番、鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 平成24年度一般会計決算の認定に際し、反対の立場で討論します。

私どもは、平成24年3月議会で、この予算案を審議するに当たり反対しました。この時期はご承知のとおり、東日本大震災の復旧・復興と福島原発事故の甚大な被害が日本経済を覆い、解決の糸口がつかめないうまま、国は地方自治体に負担を押しつける財政措置をとりました。そのもとで、当市の予算は苦慮と工夫の跡が認められる内容だったと評価します。

しかし、依然として雇用問題や農家所得の向上といった課題について、地域価値創造事業ということでは新規にさまざまな事業が位置づけられたものの、個々の事業がうまく連携して執行されたか否か疑問です。市長が公約として高く掲げる、元気の出る地域づくり事業と食と農からのまちづくりを見ても、当該地域局と他の地域局間、あるいは各部局間の検討が必要十分にされたか、また部局間や市民レベルでの横のつながりを強固にし、市民が納得して参画できる協働推進がなされたか、住民本位の姿勢かどうかの判断材料になると考えます。

まずは、黒字決算になったことに安堵するものでありますが、国の社会経済情勢が厳しい今だからこそ、住民に直接接する地方自治体は、国・県の交付金、補助金を市の事業により効果的に充当し、市独自の農産物価格保障や雪害対策の一環としても市独自の一定の農家所得補償など進めるべきではなかったかと振り返るものです。

また、防災用FMラジオの普及方法など、地元自治会と業者間との連携強化により具体的な予算措置を講ずるといった手だてについて、まさに共助という言葉が一人歩きすることがないように、市民みずからが参画していける条件整備をすることに手厚く予算を配分するのが、行政の役割ではないかと考え、あえて決算認定に異を唱えさせていただきます。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、認定第1号平成24年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第2号平成24年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。



認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第3号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第3号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第4号平成24年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第23号平成24年度横手市病院事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第23号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第23号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第24号平成24年度横手市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第24号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第24号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第25号平成24年度横手市下水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第25号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、認定第25号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、既に議決されております7件を除く18件について採決します。

18件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、18件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

---

**◎議案第100号～議案第129号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○佐藤清春 議長 日程第30、議案第100号横手市子ども・子育て会議設置条例より日程第42、議案第129号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）までの13件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

**【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】**

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案13件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第100号横手市子ども・子育て会議設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、次世代育成支援行動計画との整合性についての質疑に対し、当局より、次世代法は平成27年3月末までの時限立法であり、子ども・子育て支援法はその後継法だろうと見ていた。しかし、国の各種会議では、次世代法を延長して見直しを図るべきという意見が出されている。何らかの形で次世代法に準じた法整備や制度がつくられるのではないかと考えている。

また、子ども・子育て支援法に基づく新制度は、主におおむねゼロ歳から5歳までを対象とした内容になる予定である。小・中学生に対する支援については、学童保育など一部事業を除き、今後も次世代育成支援地域行動計画を引き継ぐ形で、別に計画をつくっていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、委員の公募枠についての質疑に対し、当局より、3名から5名の範囲で公募したいと考えている。子育てサークルや子育て支援団体、未就園児の保護者の方々からの応募を想定しているとの答弁がありました。

また、今後の会議のスケジュールについての質疑に対し、当局より、ことしの11月から12月にかけて、子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケート調査を実施する予定である。間に合えば第1回目の会議でアンケート項目を確認していただきたいと考えている。事業計画は来年8月まで策定しなければならないため、計画策定まではかなりの頻度で会議を開催することになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、指定管理の時点でもさまざまな論議があった。いずれは譲渡するものと思っていたが、現時点で無償譲渡に至る経緯の再確認が必要である。市の予算が逼迫しているという問題だけでは済まされない。今日に至る経過について改めて伺うとの質疑に対し、当局より、市では、平成20年度から特別養護老人ホーム等の運営に指定管理者制度を導入してきた。しかし、原則5年という指定管理期間が定められているため、長期展望に立った人員管理や施設管理ができないといった問題を抱え、それがひいてはサービスの低下につながる可能性があった。このようなことから、常時サービスを提供している老人福祉施設の運営に指定管理者制度はそぐわないという考えのもと、譲渡の方向で動いてきたところである。また、これまでの指定管理期間に市では3億円を超える修繕費を支出しており、このまま継続した場合、修繕にかかる市の財政負担は相当な金額になる。さらに、無償譲渡でなければ建設時の補助金の返還が生じるという事情もある。現在、指定管理施設の運営は大変良好に行われており、民間に任せても問題ない状況だと判断している。このようなさまざまな観点から、無償譲渡の方向で今日に至っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号財産の無償譲渡についてから議案第123号財産の無償譲渡についてまでの9件については、一括議題にして審査を行いました。主な質疑と答弁を申し上げますと、譲渡した後、経営状態が悪化した場合の対応についての質疑に対し、当局より、譲渡法人の指定管理期間における経営状況はおおむね安定しており、また一定の原資があるため譲渡後も経営は安定するものと見ている。ただ、さまざまな事情により将来的に経営が不安定になる場合も想定される。その対応策として、協定書に施設の返還事項を盛り込むことを考えているとの答弁がありました。

また、協定書の内容についての質疑に対し、当局より、運営協定の期間、現在市が行っている事業の継承、調査や報告、指示事項、罰則を含めた協定の解除、土地の有償貸付などであり、市が譲渡法人とのかかわりを持てるような内容にしたいと考えている。なお、協定書の更新は10年をベースに検討しているとの答弁がありました。

また、利用料は各施設で自由に決定できるのかとの質疑に対し、当局より、介護保険法の中で利用料金等の基準が定められており、市が設置する施設はその基準に沿って運営されている。市が運営してき

た施設を社会福祉法人に引き渡しても基準が変更されるわけではなく、施設間で利用料金が大きく異なることはないとの答弁がありました。

審査において、委員より、介護保険事業計画は3年ごとに見直しが行われる。協定書も五、六年スパンで更新を検討してほしいとの意見がありました。

議案9件について討論はなく、起立採決の結果、いずれも出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号平成25年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、国では、要支援1、2を介護保険サービスから切り離す方向で検討を進めている。そうなった場合、市ではどのような変化が考えられるかとの質疑に対し、当局より、現在、横手市で要支援の方は約1,100人おり、そのうちデイサービス等を利用されている方は約600人である。この方々が影響を受けることになる。現在の介護保険サービスが市町村に移行した場合、今のままサービスが継続できればいいが、どうしても制約がかかってくる可能性が出てくる。その辺を大変懸念しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第129号平成25年度横手市病院事業会計補正予算（第1号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、新設する耳鼻咽喉科の収支の見込みについての質疑に対し、当局より、週2回の診察を行っている眼科の例を参考に推計すると、医業収益は1,000万円ほど、それに対して応援いただく医師の人件費等が1,200万円ほどという見込みである。赤字経営の中、経営的には大変厳しいものがあるが、高齢者はさまざまな疾病を抱え、通院にも難儀していることから、自治体病院として患者の要望に極力応えていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第100号横手市子ども・子育て会議設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第103号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する等の条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第115号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第115号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第116号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第116号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第117号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第117号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第118号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第118号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第119号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第119号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第120号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第120号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第121号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第121号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第122号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第122号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第123号財産の無償譲渡についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第123号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております11件を除く2件について採決いたします。

2件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第104号及び議案第126号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第104号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例及び日程第44、議案第126号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 今定例会において、産業経済常任委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第104号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例については、中小企業信用保険法の一部改正に伴い、条例中で引用している条項の改番にかかる改正であり、質疑、討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第126号平成25年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）については、「ゆっぷる」の男子サウナ室天井等の経年劣化による修繕に関するものであり、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております2件について採決いたします。

2件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第112号～請願25第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第45、議案第112号財産の取得についてより日程第48、請願25第5号「静町上小屋幹線」道路拡幅についてまでの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案3件、請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第112号財産の取得について及び議案第127号平成25年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の2件については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、主な質疑と答弁を申し上げます。

損害賠償が請求されるまでの経緯についてとの質疑に対し、当局より、契約約款上は市が契約を解除できる規定となっているが、一方的に解除するのではなく、積算に誤りがあることがわかった時点で、そのことを受注した業者に伝え、契約の解除について了解をいただけないか協議をした。8月12日付で契約解除は成立したが、受注業者のほうで既に工事に着手するための準備に要した費用が発生しており、その損害賠償請求内容について、8月20日に市へ報告が上がってきたものであるとの答弁がありました。

また、この後の碓大橋の補修工事はどうなるのかとの質疑に対し、当局より、今定例会で和解について議決いただければ10月以降に起工し、早ければ11月あたりに発注できるのではないかと考えているとの答弁がありました。積算し直す場合、工事費に何か違いは出てくるのかとの質疑に対し、当局より、次の発注に関しては冬期間の工事になるので、それに伴う経費も加わる上、単価の改正もあるため、前回の設計内容と必ずしも同じにはならないと考えるとの答弁がありました。

また、冬の工事に伴う経費が新たに発生するのであれば、来年の4月以降にしてはどうか。どうしても早急に取りかからなければならない事情があるのか。また、損害賠償の310万円の中で、次の工事に利用できるものはないのかとの質疑に対し、当局より、国の補助事業なので繰り越し手続については県との協議も必要となる。未発注のまま繰り越し手続を行うことも考えられなくはないが、繰越額を掌握した上で、県と協議できるよう12月前には発注したい。これまでかかった経費は、この次に工事を受注



する業者にも新たに必要となってくるものであり、次回の工事でもこれを利用できるというようなものではないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願25第5号「静町上小屋幹線」道路拡幅について、本請願については、産業経済常任委員会と関連があったため、産業経済常任委員会と協議し、連合審査を開催して審査を行いました。

また、審査の参考とするため、本請願の紹介議員に連合審査会への出席を求めました。

連合審査会の審査の経過を申し上げますと、会議の冒頭に、本請願よりも前に提出されていた請願25第3号が6月定例会建設常任委員会で継続審査となった経緯について、私から説明をいたしました。その後、紹介議員より請願の趣旨について、市当局から横手地区の圃場整備事業計画区域について、それぞれ説明をもらいました。

続いて、委員から、紹介議員と市当局に対する質疑が行われました。主な質疑と答弁を申し上げますと、要望事項には農道の拡幅も含まれている。圃場整備の計画もあるが、改良区と事前に話し合いを行った上で請願の提出をよしとしたものか。議会が請願を審査するためには、そういう経過が必要になってくると思うので、そこを確認したいとの質疑に対し、当局より、改良区とはいろいろなことについて協議をしている。現段階ではまだ正式な話し合いをしていないが、もし建設部から市道としたいという旨の要望が出されれば、圃場整備の計画に組み入れられるかどうか、改良区と正式な協議を開始したいと考えているとの答弁がありました。

また、請願が議会へ出される前に、その内容について産業経済部のほうで指導すべきではなかったか。もっと改良区との話を詰めてから出してくれば議会の立場も変わってきたと思うが、当局ではどう進めているのかとの質疑に対し、当局より、事前にお話をいただければ担当課としてご相談に乗ることも可能であったが、今回は提出された後に産業経済部へ情報が届いたため、そのような時間の余裕はなかった。議会で採択されれば、建設部のほうでこれを市道にするか検討に入ると思う。圃場整備なので田の区画等の整合をつけて市道の位置を決定するという順序になるのではないか。そうなれば、産業経済部としても、そのように進める方向で努力していきたいと思っているとの答弁がありました。

このほか、朝のラッシュ時には、横手北中学校が開校したことによって交通量がふえた。県道大曲横手線に、なかなか出られない状況になっている。また、上八丁から県道大曲横手線方向へ向かう際、冬期間中は、積雪のため途中の市道が狭くなるため通行できず、西側の県道大森線からわざわざ回らなければならないこともたびたびある。それらを解消するためにも、願意は妥当だと思ふとの意見もありました。

このほか、圃場整備事業における道路の配置の仕方に関する質疑がありました。

以上が、連合審査会の審査の経過であります。

連合審査会終了後の当委員会における主な意見を申し上げます。要望内容については理解ができるが、改良区と十分に話し合うなど事前の手続が必要だったと思う。圃場の整備計画などにも関係してくるの

で、今後話し合いが進んでから願意を妥当とするほうがいいのではないかとの意見がありました。

このほか、紹介議員がおりながら、一旦提出したものを取り下げて、中身をかえて出し直してくるといふ不手際は確かにあったが、請願提出者の言っていることはわかるので、採択することで冬期間を含めて交通の不便な今の状況を何とかしていかなければならないと思うとの意見もありました。

本請願について討論はなく、起立採決の結果、起立多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第130号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第130号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び請願を除く2件について採決いたします。

2件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、2件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願25第5号「静町上小屋幹線」道路拡幅についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、請願25第5号は採択することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第99号～陳情25第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第49、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例より日程第60、陳情25第9号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実・強化

を求めることについてまでの12件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案10件、陳情1件及び継続審査となっております請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、条例の施行により、どれくらいの減額と試算しているかとの質疑に対し、当局より、第2条第1号の2分の1に相当する部分で91万2,700円、第2号の5分の1に相当する部分で24万9,800円の減額と見込んでいる。第3号に関する部分は、対象となる家屋が出てからとなるとの答弁がありました。

また、特例措置を受けようとする人は申請しなければならないようだが、保存地区内であれば申請しなくても全てに適用させることはできないかとの質疑に対し、当局より、制度上、必ず申請は必要となる。対象者には申請していただくよう伝建推進室や町並み保存会とも連携して、しっかりと対応していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号横手市増田町地域センター設置条例の一部を改正する条例について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例では、1日に従事する時間数などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例の一部を改正する条例、議案第106号横手市火災予防条例の一部を改正する条例及び議案第107号横手市消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の3件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号横手市立学校設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、校名が決まるまでの流れについての質疑に対し、当局より、黒川、境町、金沢、朝倉の各小学校及び横手北中学校のPTA会長、同じく各小学校区及び中学校区の地区代表や各学校長で構成される横手地区小中学校統合基本構想策定委員会での協議を経て、公募の中から決定されたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号財産の取得について、落札までの経過や任意保険についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号財産の取得について及び議案第128号平成25年度横手市館合財産区特別会計補正予算（第1号）の2件は、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願25第4号「稲作記念館」を設置する事について、委員会では審査の参考とするため、本請願の紹介議員に出席を求め、請願の提出に至った経緯や請願の趣旨などについて説明していただきました。続いて、紹介議員に対する質疑を行いました。質疑の主な内容は、地域の方々との話し合いの状況や今後の対応について、想定される規模や運営方法についてなどでありました。

審査における主な意見を申し上げますと、市としては閉校後の校舎は基本的に解体する方針だが、地域の方々が有効利用したいという考えがあれば対応するとしている中で、当該地域でも、まだ校舎をどのように活用したいか決まっていなかったことや、請願を提出した会の方々も地域住民と話し合いを持った経緯がないことなどを考えれば、まだ環境が整っていない段階での請願だったと思われる。地域の皆さんと協議をして、地域の声を十分酌み上げてから再度対応をお願いしたいとの意見がありました。

本請願について討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情25第9号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実・強化を求めることについて、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

13番小沢秀宏議員。

【13番（小沢秀宏議員）登壇】

○13番（小沢秀宏議員） 請願25第4号「稲作記念館」を設置する事について、委員長報告から不採択という決定がありましたけれども、私も実際に紹介議員として委員会に出席した後で、請願者の方々とも話しましたが、市の方針として、地域の方々が有効利用したいというのであれば対応すると、それから期限が決まっているかということについて、期限は決まっていないと、ただ今後、それなりの期限を考えなければならないというような話がありました。私も委員会でも話しましたが、この地域の学校が廃校になるというのは、相当前からわかっていたと思っています。その中で地域からどのように活用するか決まっていない。そうすれば、決まるまで待つのか。この請願については、この廃校になる地域が横手の稲作の発祥の地である。したがって、その廃校になった校舎に稲作記念館を開設してもらいたいという趣旨だったと思います。そういう面で、余りにも形にとらわれ過ぎていると。地域を

優先する気持ちはわかりますけれども、その地域に稲作の発祥の地であるという歴史がある中で、こういうふうに安易に不採択にするというのは納得できませんので、反対させていただきます。

以上です。

○佐藤清春 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第99号横手市伝統的建造物群保存地区における横手市市税賦課徴収条例の特例を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件及び請願、陳情を除く9件について採決いたします。9件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、9件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、請願25第4号「稲作記念館」を開設することについてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、請願25第4号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情25第9号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実・強化を求めることについてを採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情25第9号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開時間は午後2時といたします。

午前11時46分 休憩

○佐藤清春 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第124号及び議案第131号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第61、議案第124号平成25年度横手市一般会計補正予算（第4号）及び日程第62、議案第131号平成25年度横手市一般会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（6番齊藤勇議員）登壇】

○齊藤勇 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案2件について、その審査と経過と結果をご報告申し上げます。

議案第124号の審査については、8月26日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

また、議案第131号の審査につきましては、9月6日に一般会計予算特別委員会を開催し、審査案件を既に設置されている総務文教分科会、産業経済分科会、建設分科会の3つの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は、9月9日から11日にかけて行われました。

先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、全て原案のとおり可決すべきものでありました。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第124号平成25年度横手市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第124号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第131号平成25年度横手市一般会計補正予算（第5号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第131号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎横手市議会倫理条例の策定に関することについて

○佐藤清春 議長 日程第63、横手市議会倫理条例の策定に関することについてを議題といたします。

倫理条例策定特別委員長の報告を求めます。倫理条例策定特別副委員長。

【倫理条例策定特別委員会副委員長（2番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 倫理条例策定特別委員会副委員長 諸都合によりまして、委員長にかわって、副委員長の寿松木がご報告を申し上げたいというふうに思います。

本年3月定例会におきまして、議会改革推進特別委員会より、議会改革推進に関する事項の調査結果が報告されました。その中で、議員の政治倫理につきましても、政治倫理の確立と向上に努めていくには、その指針となるべきものが必要であり、政治倫理条例を制定すべきという委員会の結論が示されたところであります。

本特別委員会は、その報告を受けまして、政治倫理条例の策定を目的として、同定例会におきまして10人の委員構成で設置されました。

以来、設置期限とされた本年9月定例会までの約半年の間、計7回の委員会を開催し、条例案の策定作業を進めてまいりました。委員会の開催状況につきましては、報告書に記載のとおりであります。

次に、条例案策定の経過についてですが、委員会では、まずは条例案作成の参考とするため他市議会の条例を収集し、構成や内容について分析を行うことからスタートいたしました。第3回の委員会におきまして、分析の結果を踏まえて協議した結果、シンプルでわかりやすい構成にすべきという意見で、全員が一致いたしました。その上で、他市議会の条文を参考にしながら、本市議会の条例に必要なと考えられる項目の検討を行いました。その結果、目的・責務・政治倫理基準・審査請求権・政治倫理審査会の設置・規則への委任の6つを主要項目として、今後、条文の検討を進めていくということを確認いたしました。

条文の作成に当たりましては、基本構成及び骨子の内容に基づいて、富山県高岡市と山口県山陽小野

田市の条例を参考に素案を作成し、条文ごとに内容の精査を行ったところであります。

以上のとおり、特別委員会で7回にわたる協議を重ねながら「横手市議会議員政治倫理条例（案）」及び「横手市議会議員政治倫理条例施行規則（案）」を別紙のとおり作成いたしました。途中二度の全員協議会で中間報告をしたところ、おおむね議員全員の了解を得られたものと判断しましたので、本条例を今定例会に提出いたします。

また、同条例施行規則につきましては、議決事件に定められていないことから、条例が議決した際に同時に施行することとしております。

終わりに際しまして、調査、検討にご協力いただきました議員各位に心から感謝を申し上げ、倫理条例策定特別委員会の最終報告といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

これで、倫理条例策定特別委員長の報告を終了いたします。

---

#### ◎議会議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第64、議会議案第9号横手市議会議員政治倫理条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。22番寿松木孝議員。

【22番（寿松木孝議員）登壇】

○22番（寿松木孝議員） 議員政治倫理条例の提案理由を説明させていただきます。

先ほど、倫理条例策定特別委員会の調査報告で、本条例の策定の経過等は述べてございますので、条例の内容の説明をもって提案理由にかえさせていただきます。

本条例は、横手市議会議員の政治倫理に関する基本的な事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市議会づくりを進めようとするものであります。

主な内容としましては、議員の責務や遵守すべき政治倫理基準のほか、市民と議員の審査請求権、政治倫理審査会の設置、審査結果の公表などとなっております。

本条例は、議会基本条例にうたっている議員の政治倫理の基本姿勢を、より明確化、具体化するものでありまして、あわせて全議員による提案とするものであることを申し添えまして、提案理由の説明と



いたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第10号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第65、議会案第10号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第10号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第10号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第10号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第11号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第66、議会案第11号横手市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第11号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第67、議会案第12号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第12号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。22番寿松木孝議員。

【22番（寿松木孝議員）登壇】

○22番（寿松木孝議員） 議会案第12号横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

議会改革推進特別委員会におきまして、議員報酬のあり方を議論した中で、各審議会等に出席した際に支給される報酬の受給についても議論をいたしました。さまざまな意見がありましたが、最終的には、議会改革を推進するため、報酬を辞退する方向で検討すべきとの結論に至ったところであります。その後、この件につきましては議会運営委員会、全員協議会の場で議論を深めました。その結果、一部を辞退する方向で意見集約されましたので、議員提出という形で本議会に条例改正案を提案しようとするも

のであります。

改正の内容としましては、青少年問題協議会、民生委員推薦会、都市計画審議会の3つにおきまして、議員が会の委員として出席した際に支給される報酬を受け取らないようにするものであります。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げながら提案の理由といたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第13号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第68、議会案第13号地方税財源の充実確保を求める意見書を議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第13号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会案第14号の上程、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第69、議会案第14号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第14号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第14号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって議会案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎市長挨拶

○佐藤清春 議長 市長より挨拶があります。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 本会議が終了する前の時間をおかりいたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

平成17年10月1日に新しい横手市が誕生して以来、間もなく8年がたつわけでございますけれども、この間、当局、議会それぞれかんかんがくがくの議論の中で、さまざまな困難、問題を抱えながらも、今日に至っているところでございます。まだまだ課題は多い中でありますので、このたびの10月に行われます次の選挙においては、改選期ということで多くの皆様がそれに出馬されるわけでありまして、詳しく承知してないわけでありまして、お名前を私から言うのも差し控えるわけでありまして、またこのたびの改選期で勇退されるという方もおられるようでございます。その方々に対しましては、ご苦勞さまでしたと、私からも申し上げたいと思ひます。私も来月においては皆様同様、次の改選期に挑戦するという決意をいたしております。まだまだ足元の定まらぬ横手市でございます。再び皆様とこの議場で相まみえて横手市発展のために頑張ることが出来ますよう祈念を申し上げます。そして私も頑張りたいなというように思う次第でございます。任期最後の定例会の最後の時間を拝借いたしまして、

そのことを申し上げたくここに立った次第でございます。

大変お世話になりました。今後ともよろしく願いいたします。

---

#### ◎議長挨拶

○佐藤清春 議長 すみません。高い席からですけれども、私からも一言ご挨拶させていただきたいというふうに思います。

この席に立つのはもう今回が最後というふうな最後の定例会になりますけれども、議場の皆様のご推薦をいただいて議長に就任してから、はや2年がたとうとしております。至らない私を、皆様のご理解とご協力のおかげで、何とか役職を務めることができました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

議員の皆さん方、そして参与の皆さん方、これからも市政発展のために頑張っていただければなというふうに思います。先ほど市長が申したように、私どもの任期は来月の22日まででございますけれども、最後まで議員としての責務を忘れずに全うしたいなというふうに考えておりますので、何とかこの後も皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

皆さん方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、一言お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これで平成25年第4回横手市議会9月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時26分 閉会